

だんだんと暖かい日が増え始め、春を感じるようになってまいりました。そろそろお花見の計画を立てていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。今年の都内の桜の見頃は、4月の初旬と予想されています。

最も目にする事が多い桜の種類といえばソメイヨシノですが、江戸時代末期に、染井村（現在の豊島区駒込）の植木職人が作り出した品種で、自力で繁殖できないため接ぎ木や挿し木で増え、今や国内の桜の約8割を占めているそうです。接ぎ木等の繁殖方法で増えた桜はいわゆるクローンであるため、同じ気候条件下で一斉に開花し私たちを楽しませてくれるのです。

押さえておきたい!

所得税確定申告で誤りやすいポイント

今回は、所得税の確定申告で誤りやすいポイントの事例をご紹介します。



① 事業用の車両を売却(下取り)した際の売却損を、事業所得の必要経費としている。

→事業用の資産であっても、棚卸資産に該当しないため**譲渡所得となります**。

② 6か月を超える期間、事業に専従していないのに事業専従者(白色)としている。

→事業者が生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給料やその他の対価は、**必要経費に算入されません**。

この特例として、青色申告者の場合は「青色事業専従者給与」が、白色申告の場合は「事業専従者控除」の規定があります。

事業専従者控除の要件としては、「その年を通じて6か月を超える期間、事業に専ら従事していること」が必要です。

③ 不動産貸付けを事業的規模で行っていないのに、専従者給与及び65万円の青色申告特別控除を適用している。

→専従者給与(又は控除)及び青色申告特別控除(65万円)は、**事業的規模の貸付けの場合にのみ適用**です。

事業的規模の貸付けとは次のいずれかに該当する場合です。

A アパート等に関しては10室以上の貸付け / B 独立家屋に関しては5棟以上の貸付け

④ 貸室8室と貸地10件がある場合、事業的規模かどうかの判定を貸室のみでしている。

→**1室の貸付に相当する土地の貸付件数を「おおむね5」として判定**します。

この場合、貸地10件を2室の貸付とみなすため、事業的規模の貸付けと判定します。

⑤ 納税者の合計所得金額が1千万円を超えているのに配偶者特別控除を適用している。

→配偶者特別控除は、**納税者の合計所得金額が1千万円を超える場合には適用されません**。

また、夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することもできません。

⑥ 期限後に申告書を提出したのに、65万円の青色申告特別控除を適用している。

→65万円の青色申告特別控除額を適用するには、申告書に貸借対照表、損益計算書を添付し、その控除を受ける旨を記載して**法定申告期限内に提出しなければなりません**。

**H25年分の申告期限は
H26年3月17日です。**

知っとこ! 「税務のマメ知識」

今月のいろいろ「掲示板」

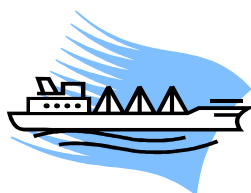
いよいよ4月1日から消費税が8%に引き上げられます。今回はこれに絡んで、輸出還付金制度をご紹介します。

海外へ輸出する場合には、消費税は免除されますが、輸出のための仕入れた商品や輸出業務や事業のために支出した諸経費にかかる消費税は、所轄の税務署長に還付申請して還付を受けることができます。



消費税還付の仕組み

輸出売上 20,000円 >>>> 売上にかかる消費税0円
 仕入・経費 10,800円 >>>> 仕入等にかかった消費税 800円
 還付される消費税 0円 - 800円 = △800円



申請時期

一般の法人課税事業者は事業年度終了後の税務申告の際に還付申請書類を税務署長に提出します。

個人課税事業者は通常の税務申告の際に還付申請書類を税務署長に提出します。

輸出専業や輸出比率の高い課税事業者の場合は、税務署長に「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出して課税期間を1ヵ月又は3ヵ月ごとに短縮すれば、毎月又は3ヵ月毎の還付申請が出来ます。

【国民年金滞納者への対応が厳しく】

厚生労働省は国民年金保険料の納付率を向上させるための対策をとりまとめました。控除後所得400万円以上で保険料未納月数13ヵ月以上のすべての人を対象に、財産の差し押さえを、今年4月から実施します。対象者は推計で14万人になる見込みです。

保険料を支払えるのは納付期限から原則2年間ですが、H27年9月までは特例で10年間分の納付を認めており、さらにその後も5年間分を納付できるようにする制度を成立させます。

このような財産の差し押さえや後納制度を実施することで、自主納付が増えることを狙いとしているようです。

スタッフブログ

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

血液型編

A型	B型	O型	AB型
運勢は安定しています。リーダーシップを発揮しサービス精神も旺盛であれば更に運氣向上につながります!	アイデアを生かすことで高く評価される運勢。アンテナを高く立てておくとアイデアのヒントが得られそう。	思い違いや勘違いで自らトラブルを起こしそうな月です。早とちりせず丁寧に話を聞いてから行動しましょう!	これまで抱えていた問題は、もう一踏ん張りでの解決のメドが立ちます。根気よく、じっくり取り組むことが吉!



優経税理士法人

～ (経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp 🌐 http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。